

弁理士があなたの会社の「知的財産権」をお守りします

困った時には、すぐに弁理士に相談を！

知的財産権という言葉をご存知ですか。特許や実用新案、意匠、商標など、工業や商業を中心にほぼ全産業にまたがる形で、その重要性が高まっています。今回は、分かっているようでよく分からない知的財産権と、それを守るためにはどうしたらいいのかを、日本弁理士会関東支部副支部長である、上吉原特許商標事務所の上吉原宏所長に話をうかがいました。

弁理士が守る知的財産権

弁理士とは、産業財産権に関わるすべての事務手続を代行することができる国家資格者のことです。1899年からスタートしていますから、国家資格としては弁理士につぐ歴史の長さです。

上吉原所長に、弁理士の仕事についてうかがいました。

- 特許・意匠・商標などの出願に関する特許庁への手続についての代理
- 特許や著作物に関する権利、技術上の秘密の売買契約、ライセンスなどの

つまり弁理士は、特許など知的財産権の取得や活用、さらにはトラブル対応など、すべてのフェーズで企業をサポートしてくれる存在ということになります。

とりわけ、これから起業したり、起業したばかりのケースでは、会社の基盤がまだ弱く、ちょっとしたことで大きな影響を受けることになりかねません。ブレインの数も限られますから、多種多様なケースに社内だけで対応するのは困難でしょう。

- 契約交渉や契約締結の代理
- 特許法等に規定する訴訟に関する訴訟代理

つまり、知的財産に関するほとんどの手続きや契約業務などが、私ども弁理士の業務範囲になります。

これだけ聞くと「特許庁への出願だったら、自分たちでできるのでは？」と考える経営者の方もおられると思います。

「確かに、出願手続きだけを取り上げれば、私どもでなくとも可能です。ただし、私たちは専門家ですから、よりスムーズに申請し、結果を出すことができます」特許を例にしてみましよう。特許を出

特に技術開発系の起業家にとって、社外ブレンともいえる専門家に相談することは、不可欠ではないでしょうか。

無料相談会やウェブサイトも活用を

では、弁理士に相談するにはどうしたらいいのでしょうか。

「宇都宮商工会議所で、毎月「弁理士

表1 知的財産権の概要	
産業財産権	著作権等
特許(発明) 発明と呼ばれる、比較的程度の高い新しいアイデアに与えられます。「物」「方法」「物の生産方法」の3つのタイプがあります。保護期間は出願から20年です(医薬品など延長可能なものもあります)	著作権 文学、学術、美術、音楽の範囲に属するもの。コンピュータプログラムも含まれます。保護期間は創作時から著者の死後50年です。法人著作は公表後50年となります。
実用新案(考案) 発明ほど高度なものではない発明工夫です。実用新案権は無審査で登録されます。保護期間は出願から10年です。	半導体集積回路配置 独自に開発された半導体チップの回路配置です。保護期間は登録から10年です。
意匠(デザイン) 物の形状や模様など、斬新なデザインに対して与えられます。保護期間は登録から20年です。	商号 営業上、法人格を表示するために用いる名称、社名です。保護期間の期限はありません。
商標(デザイン) 会社ロゴや商品ロゴなど、自分を取り扱う商品やサービスと、他人が取り扱う商品やサービスを区別するためのマークに与えられます。保護期間は登録から10年ですが、更新が可能です。	不正競争の防止 公正な競争秩序を確立するために、著しく類似する名称やデザイン、技術上の秘密などの使用を差し止めます。例えばドメイン名の不正取得などです。保護期間の期限はありません。
	植物の新品種 育成者権(種苗法)によって、植物の新品種を保護します。保護期間は登録から25年(樹木は30年)です。

(日本弁理士会ホームページをもとに作成)

願すると、その内容は一定期間公開することが法律で定められています。そこで、公開されても簡単に真似のできない申請のやり方や書類の書き方が求められます。そういう場合に、精通している弁理士が専門的な立場からアドバイスをしたり、文書内容を整えたりすることで、自社の知的財産権を守ることにつながるのです。

「それに、出願した後で特許庁での審査が通らない場合もあります。私どもはそういうことがないように書類を作成しますが、それでも通らなかった場合に、それを解決できるようさまざまな手を打つことができます。それは法律や制度を熟知しているからであり、また豊富な経験を持っているからです」

知的財産権は「産業財産権」と「著作権」

ところで、知的財産権とひとくちにいいますが、どのようなものが含まれるのでしょうか。

表1を見てください。知的財産権の概要を、日本弁理士会のホームページの記事も参考に作成しました。こうしてみると、製造業ではない企業でも「意匠」「商標」「商号」などは日常的に関係しているものです。知的財産＝発明＝特許＝工業、という連想しがちな人もいるでしょうが、決してそれだけではありません。大きく「産業財産権」と「著作権」に分けられます。私たちが通常連想する「特許」「実用新案」「意匠」などは「産業

知財相談」(第1金曜日)や「1日知財窓口」(第3金曜日)を行っていますね。私どもも交代で対応していますが、まずはこのような無料相談においでいただくのが、早道ではないでしょうか。もちろん事務所においていたいても結構です。その場合は事前に「ご予約をお願いします」本号14ページには、相談日程が記載されていますので、ご参照ください。そのほか、栃木県産業振興センター(電話028-670-2617)でも相談を受け付けています。

実は、県内の弁理士は約20人。その多くが企業で働く弁理士で、開業している人はあまりいません。そのために、どの弁理士も多忙な日々を送っているとのことで、予約は必須のようです。

表2に、弁理士に相談することをお勧めする代表的な案件をまとめてあります。このような悩みをお持ちでしたら、ぜひ相談してみてください。

「ちなみに、日本弁理士会では『弁理士ナビ』(<http://www.benishi-navi.com>)を公開しています。これを使って、自分の相談内容に合った専門の弁理士を探してみるのがいいかも知れません」

トラブルを避けるためにも、また自社の正当な権利を守るためにも、弁理士を積極的に活用してほしいと、上吉原所長は言います。

「知的財産権登録やそれに関するトラブルは、法律や制度も関係し、しばしば複雑なものが見えます。しかし私ども弁理士は、さまざまなケースでの経験を生かし、



日本弁理士会関東支部副支部長
上吉原特許商標事務所 所長
弁理士
上吉原 宏さん

財産権」に含まれます。一方「著作権」にも「商号」や「植物の新品種」「半導体集積回路配置」などが含まれていますから、企業活動と無縁ではありません。

上吉原所長は「最近では商標に関するトラブルが増えています」といいます。

「ビジネスの規模が小さい間は、商標や意匠が他者と競合するかどうかについて、あまり考えなくても済みました。しかしいまはグローバル経済の時代です。自分たちでは意図してなくても、他社の商標を侵害したり、されたりすることがあります。さらに、わざと侵害するケースもありませんから、企業の防衛がますます重要になっていきます」

また、知的財産権侵害の警告書が送られてくるといったトラブルも増えつつあります。これには実際に侵害してしまっていた場合と、先方が悪意があつてわざとそういう状況を作っている場合があります。

「いずれの場合でも、権利関係の事案ですから、経験の乏しい一般の企業人には、対応が難しいと思います。そういう場合には、すぐに私どもにご相談ください。それ私も私どもの重要な仕事なのです」

表2 弁理士にご相談ください

- 新製品を開発したので、特許をとりたい。
- 新しいデザインの新商品の名前を考えたが、似た名前はないか、他に真似されないようにしたい。
- 当社の製品を国内だけでなく海外にも売り込みたいが、各国の制度が難しい。
- 特許権侵害の警告書が内容証明で送られてきた。
- ショップで自社製品の模倣品を見かけた。
- 取引先が無断で当社の特許製品を製造しているらしいので、やめさせたい。

このような時には、ぜひ弁理士にご相談ください!

依頼主にとってもっとも良いやり方で、その方の権利を守ります。もちろん費用もある程度はかかりますが、自分たちだけでやるアメリカンや手間を考えれば、結果として私どもの方が安く済むはず。自己判断は避け、案件やトラブルが発生したら、何よりもまず私どもにご相談ください」

上吉原特許商標事務所
所長 上吉原 宏
宇都宮市大曾1-8-10
阿子島ハイム106号
☎028-666-0573
<http://k-patent.jp>